

第28回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年8月29日(月) 午後1時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 11名

1番 百々英夫

3番 永洞忠志

4番 穴吹 栄

5番 白川俊明

6番 新井功仁恵

7番 橋場和幸

8番 嗟峨弘巳

10番 白川英之

11番 谷口正明

12番 堀金澄恵

13番 梅原順一

4. 出席職員 3名

事務局長 箱 石 雄 彦

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 田 昌 浩

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第 1 号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）
による農用地利用関係調整報告について

日程第 7 議案第 1 号 土地の現況証明願について

日程第 8 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 9 議案第 3 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期
報告について

日程第 10 議案第 4 号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第 11 議案第 5 号 浜中町農業振興地域整備計画の変更について

日程第 12 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第28回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。なお、松家委員についてはあらかじめ欠席する旨の報告がありましたことを申し添えいたします。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

午前中の農業者年金協議会総会に引き続いての第28回総会ということですがけれども、このように多数の御出席をいただきましてありがとうございます。

ここ最近なかなか天候に恵まれず、二番草の刈取りを控えてそれぞれ御心配されているのではないかと感じておりますけれども、なんとか天候が回復することを祈りたいと思っております。また、今月20日からの台風による大雨、大風、大水による影響で、道内の農業関係では、畑作地帯では毎日のように被害面積が増えており、1万ヘクタールを超える水害に遭われていますし、根釧、日高管内、道北などでは、牛舎等の浸水により生乳の廃棄など甚大な被害に見舞われております。町内においても、大風による被害に遭われた方もいらっしゃるようで、1日も早い復興を願うとともに、被害に遭われました方々には心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、ただいまから会議に入りますけれども、今回は報告1件、議案5件の提案をしておりますので、皆様には慎重審議をお願い申し上げ、開会にあつての挨拶に代えさせていただきます。また、総会終了後には委員・職員親睦会総会も予定しておりますので、こちらにつきましてもよろしく願いいたします。

本日は大変御苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、8番嵯峨委員、10番白川英之委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長 (会務報告あるも省略)

議長 事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各委員 (なしの声)

議長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 報告第1号農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う1件の調整報告であります。整理番号1は、熊牛西1線〇〇番地、〇〇〇〇氏より〇月〇日付けで所有権移転によるあっせんの申出があったもので、対象地は熊牛西1線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございます。権利の設定を受ける者については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇に決定し、〇月〇〇日に、白川英之委員、永洞委員、穴吹委員により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、双方の了承を得ることができました。土地の詳細につきましては、議案書3ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 質疑に入る前に、調整に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けま す。調整委員の方々、何かありませんか。
各 調 整 委 員	(なしの声)
議 長	特にないようなので、これから、報告第1号の質疑を行います。本案につい ては、〇〇〇〇委員と私が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、 議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席いたします。退席後の議事進 行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしく願いいたします。 (会長、〇〇〇〇委員退席、退室)
職 務 代 理	それでは、引き続き、会議を行います。 これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
職 務 代 理	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
職 務 代 理	異議なしと認めます。 よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。 (会長、〇〇〇〇委員入室、着席)
議 長	日程第7 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理 由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し 上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は2件の現況証明願でございますが、浜農委28-8号の願い出人は、西円朱別西26線〇〇番地、〇〇 〇氏、願い出地は西円朱別西25線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇, 〇〇〇㎡で、権利の移転を目的とした地目変更登記に伴う現況地目の確認であります。現地調査につきましては、白川英之委員、橋場委員、穴吹委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は原野化している土地であり、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委28-9号の願い出人は、姉別南4線〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は姉別南4線〇〇番、〇筆、面積〇, 〇〇〇㎡でございますが、この土地については、〇月〇日付けで住宅建設に伴う農地転用の申出があり、〇月〇〇日に白川英之委員ほか2名の委員により現地調査を行ったところ、既に宅地化及び原野化している土地があったため、あわせて現況証明願の申出をさせ、農地・採草放牧地以外として地目変更登記を行うよう指導したところでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各調査委員

(なしの声)

議長

特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を受付番号順に行います。まず、浜農委28-8号の質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、浜農委28-9号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第2号を受付番号順に採決いたします。

お諮りします。

浜農委28-8号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委28-8号は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委28-9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委28-9号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、賃貸借による権利の設定1件の許可申請であります。整理番号1は、西円朱別西17線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、この土地を、西円朱別西18線〇〇番地、〇〇 〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申

し添えいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。7番橋場委員、お願いします。

橋場委員 (補足説明あるも省略)

議長 ありがとうございます。
それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第3号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされております。

農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認し、総会で決定することとされております。

確認すべき要件としましては、1点目の法人形態要件として、株式会社、有限会社、農事組合法人等のいずれかに該当しているか、2点目の事業要件として、売上高の過半を占める事業が農業であるか、3点目の構成員・議決権要件として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、4点目の役員要件として、役員の過半が年間150日以上事業に従事する構成員で、さらにその過半が、60日以上農作業に従事しているか、となっております。

本案は1件の届出で、整理番号1は、姉別南4線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇でございますが、いずれも別記様式 農地所有適格法人要件確認書に記載のとおり、法人形態要件、事業要件、構成員・議決権要件、役員要件の全ての要件を満たしているものと思われまますので、御確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を

御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、農地利用集積円滑化団体による買入1件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1の権利を移転する者は、熊牛西1線〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は熊牛西1線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇,〇〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に、売買による所有権の移転を行おうとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第4号の質疑を行います。本案については、〇〇〇〇委員と私が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくお願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職務代理

それでは、引き続き、会議を行います。
これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

職務代理

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)

議 長

日程第11 議案第5号浜中町農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号浜中町農業振興地域整備計画の変更について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

本案については、平成28年7月25日付けで「浜中町農業振興地域整備計画書の変更について」という標題で町長より意見照会があったものですが、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定では、「市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、あるいは基礎調査の結果、または経済事情の変動その他の推移により、必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」と定められており、また、計画書の変更にあたっては、同法第8条第4項及び同法施行規則第3条の2第1項及び第2項の規定により、「市町村は農業振興地域整備計画を変更する場合には、農業委員会の意見を聴くものとし、意見を記載した書面を添えて都道府県知事に協議し、同意を得なければならない。」とされております。

今回の変更は、住宅建設と太陽光発電設置に係る農用地区域からの除外と、農業用施設新築に係る用途区分の変更を行おうとするもので、先ほど御説明いたしました同法第13条第1項の「経済事情の変動その他の推移により農業振興地域の区域に変更」が生じたことによる計画書の変更でございます。

整備計画の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、総会において、変更案について適正であるか否かの協議をし、その結果を町長に報告することとなっております。

以上、提案の理由を御説明申し上げましたが、概要につきましては、農地係長から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり適正であると判断することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり適正であると判断し、その旨を記載した回答書を町長に送付することに決定いたしました。

日程第12 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長 次回総会日程については、9月21日、水曜日、午前10時からを提案いたします。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、9月21日、水曜日、午前10時からということによろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、9月21日、水曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第28回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午後2時20分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 8番 嵯峨 弘巳

浜中町農業委員会 10番 白川 英之

農地法第3条調査書

調査日：平成28年7月29日

第28回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号1（賃貸借）

賃貸人	○ ○ ○ ○	賃借人	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	橋場和幸委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	賃借人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	賃借人は個人であり該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積（2ha）を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は賃貸人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障をおよぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第28回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号1 (買入)

譲受人	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1項 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		—	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		—	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		—	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	